

定款変更（届出）の流れ

事務所の所在地の変更、基本財産の増加、公告の方法の変更に係る変更の場合は、届出で足りることとされています。

1. 所轄庁への事前相談

定款変更をする際は理事会・評議員会の決議が必要となり、これらの議事録の記載事項は法令で定められています。決議された内容等に誤り・漏れ等がある場合は、再度開催していただく場合もありますので、事前に所轄庁へご相談ください。

2. 理事会の決議

定款変更は評議員会の特別決議をもって行います。

評議員会を開催するために、理事会において評議員会の日時・場所及び議題・議案（定款変更）について決議します。

★ 理事会・議事録のチェックポイント ★	
☐	理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知していますか？または、招集の手続きを省略する場合は全員の同意を得ていますか？ (招集通知または同意書の提出は不要ですが、法人監査の際に確認しますのでご注意ください。)
☐	特別の利害関係を有しない理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議されていますか？
☐	決議の結果だけでなく、経過の要領(議案内容の説明や各理事による意見・質疑応答の要旨、特別の利害関係を有する理事が決議の際に退席したこと、決議に参加した何人中何人の理事が賛成して承認されたのか等)を記載していますか？
☐	出席した理事(定款で定める場合は理事長)及び監事の署名または記名押印がされていますか？

3. 評議員会の決議

評議員会において定款変更について特別決議します。

★ 評議員会・議事録のチェックポイント ★	
☐	評議員会の日の1週間前までに各評議員に通知していますか？または、招集の手続きを省略する場合は全員の同意を得ていますか？ (招集通知または同意書の提出は不要ですが、法人監査の際に確認しますのでご注意ください。)
☐	定時評議員会の場合は招集を決議した理事会(決算理事会)から2週間(中14日)、それ以外の場合は招集を決議した理事会から1週間(中7日)を空けて開催していますか？
☐	特別の利害関係を有しない評議員(議長を置く場合は議長も含む)の3分の2以上に当たる多数をもって決議されていますか？(特別決議)
☐	決議の結果だけでなく、経過の要領(議案内容の説明や各評議員による意見・質疑応答の要旨、特別の利害関係を有する評議員が決議の際に退席したこと、決議に参加した何人中何人の評議員が賛成して承認されたのか等)を記載していますか？
☐	定款に定める議事録署名人の署名または記名押印がされていますか？

4. 定款変更届出書の提出

添付書類一覧を参考にし、必要書類を揃えて所轄庁に提出します（電子データでの提出可）。

写しを提出するものについては原本証明を行ってください。書類が複数枚にわたる場合は、割印または袋とじのうえ原本証明を行ってください。

5. 定款変更後の登記（該当時のみ）

登記事項に係る変更をした場合は、評議員会の決議があった日から2週間以内に変更の登記を行います。

定款変更届出書添付書類一覧

順 番	添付書類	事務所の所 在地変更	基本財産の 増加※	公告の方法 の変更	備 考
1	届出書	○	○	○	
2	添付書類目録	○	○	○	
3	理事会議事録・議案書(写)	○	○	○	原本証明割印 (注2)
4	評議員会議事録・議案書(写)	○	○	○	
5	変更前の定款	○	○	○	
6	変更後の定款	○	○	○	(注1)
7	事務所の使用許可書(写)	○			(注2)
8	法人登記簿謄本	○			
9	預金残高証明書		○		

※基本財産の増加で建物の新築の場合は施設建設関係書類一式も添付すること(定款変更認可申請書添付書類一覧参照)

(注1) 変更後の定款の末尾に

「附 則
この定款は、○年○月○日より施行する。」
と記載すること。

(注2) 原本証明の例

「原本と相違ないことを証明します。
年 月 日
社会福祉法人○○○会
理事長 ○○ ○○ (理事長印)」